



うるま市景観計画

アガイティーダのまち“うるま”
～自然が華やぎ歴史が薫る、朝日に輝くまち～

【 策 定 】 平成23年 3月
【第1回改定】 平成29年 6月
【第2回改定】 令和 7年 3月

うるま市



はじめに

“さんごの島”の意味を持つ「うるま」。

その名の通り本市には美しい海、島しょ地域の自然、世界遺産の勝連城跡に代表される歴史文化遺産など、多彩で美しい景観が数多くあります。

これら先人たちがつくり、まもり、育ててきた美しいうるまの景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる、市民共有の財産であり、次代に引き継いでいくことは、現代に生きる我々市民一人一人の責務であります。

本市ではその理念に基づき、平成 21 年 10 月 1 日に景観行政団体となり、平成 23 年 3 月、良好な景観形成のため「うるま市景観計画」を策定いたしました。

景観づくりの総合的な指針となる景観計画に基づき、良好な景観形成の誘導を図るとともに、平成 23 年度に「第 1 回うるま市景観賞」を開催して以来、市民のみなさまの景観に対する意識啓発を図ってまいりました。

また、平成 27 年 10 月には世界遺産「勝連城跡」のお膝元である勝連南風原地区の「景観地区」指定、平成 29 年 3 月には浜比嘉地区の「景観地区」指定、令和 5 年 10 月には伊計島地区の「重点地区」指定を行い、本市の良好な景観を守るため着実に取り組んでおります。

その一方で、豊かで活力あるまちづくりを推進し、様々な課題に対応していくため、平成 29 年 6 月に景観計画を改定致しましたが、その後の人口減少等社会状況の変化にとともに、うるま市に求められる都市の在り方についても大きく変化しております。本市の景観地区・重点地区等の景観を守るべき地区は守りながら、本市の持続的発展に必要な民間投資の需要を喚起することを目指し、景観計画における景観形成基準について建築物の高さ制限の改定を令和 7 年 3 月に行いました。

本市では、新たな景観計画に基づき、引き続き良好な景観形成に積極的に取り組んでまいります。誰もが誇れる景観の実現に向けて、市民並びに事業者の皆さまのご協力を心からお願い致します。

結びに、景観計画改定にあたり、市民の皆さまをはじめ、うるま市景観みどり審議会委員並びにうるま市都市計画審議会委員の皆さまから貴重なご意見とご提言を賜り、心から感謝を申し上げます。



うるま市長
中村 正人

令和 7 年 3 月

目 次

第1章 策定方針	1
1. 景観計画策定の背景と目的	2
2. 景観計画の位置づけ	3
3. 改定にあたっての視点	4
4. 計画の体系	6
第2章 景観の特性と課題	7
1. 本市の概要	8
2. 景観特性と景観資源	10
3. 景観に関する近年の動向	35
4. 景観づくりの課題	40
第3章 景観づくりの区域	43
1. 景観づくりの区域	44
第4章 景観づくりの方針	45
1. 目標	46
2. 全体方針	47
3. エリア別方針	53
4. 類型別方針	60
5. 骨格別方針	66
6. 重点地区の方針	72
第5章 景観づくりの基準	75
1. 基準の考え方	76
2. 届出対象行為（一般地域）	77
3. 景観づくりの基準（一般地域）	80
4. 屋外広告物の誘導基準（一般地域）	103
第6章 景観づくりのその他の方針	105
1. 景観づくりのその他の方針	106
第7章 景観重要公共施設の整備	109
1. 景観重要公共施設の指定状況	110
第8章 景観づくりの推進に向けて	115
1. 景観づくりの意識醸成・活動推進のための仕組みづくり	116
2. 地域特性に合った景観づくりの誘導方策	117
3. 景観計画の実現に向けた行動計画（案）の作成	119
4. 推進体制づくり	120
参考資料	123
1. 用語集	124
2. 改定のポイント	127